

第 2 次  
埼玉県地球温暖化対策実行計画

平成 1 9 年 4 月

埼 玉 県

# 目 次

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	1
3 計画の期間 .....	1
4 計画の対象となる温室効果ガス .....	1
5 第1次実行計画の評価 .....	2
(1) 概 況 .....	2
(2) 機関等別の推移 .....	3
(3) 今後の取組に向けての課題 .....	4
6 第2次実行計画の策定方針 .....	4
(1) 対象施設の拡大 .....	4
(2) 「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」とリンクした基準年度の設定 .....	4
(3) 削減対策の重点化 .....	5
7 温室効果ガス排出の現状(二酸化炭素換算値) .....	6
(1) 温室効果ガス別排出量 .....	6
(2) 機関等別排出量 .....	6
(3) 原因別排出量 .....	7
8 温室効果ガスの排出削減目標 .....	8
9 重点取組 .....	10
(1) 施設・設備の改修等による省エネルギー .....	10
(2) 水道事業におけるエネルギー削減 .....	11
(3) 公用車の使用における削減 .....	12
10 庁舎等におけるエネルギー削減取組の継続 .....	13
11 新たに対象に加えた施設等 .....	14
12 温室効果ガスの排出抑制に資する取組 .....	14
13 計画の推進体制 .....	15
14 職員の研修、情報提供 .....	15
15 計画の推進状況の公表 .....	16
参考 .....	16

## 1 計画策定の趣旨

地球温暖化は、人々の日常生活や事業活動そのものが原因となり、またその影響がすべての人に及ぶという特徴をもっています。

地球温暖化に対応するため、これまでに様々な国際的な検討が進められています。1997年（平成9年）に京都で開催された気候変動枠組み条約第3回締約国会議では、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。わが国は、温室効果ガス排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の5年間で1990年に比べ6%の削減を約束しています。

2005年（平成17年）2月16日に京都議定書が発効しました。これを受け同年4月に国は「京都議定書目標達成計画」を策定し、全ての主体が参加・連携して取り組むという基本的な考え方を示しました。

この計画にもうたわれているように、地方自治体は温暖化対策を進め地域の温室効果ガスの削減を図ると同時に、自らの事業により排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組む必要があります。

埼玉県では、県が行う事務事業を対象として環境負荷を低減させるシステムとして、平成9（1997）年9月に「埼玉県環境配慮方針」を定め、先進的に環境配慮に取り組んできました。

平成11（1999）年に地球温暖化対策推進法が施行されたことに伴い、先の環境配慮方針を地球温暖化対策の観点から整理し、平成12年度から平成18年度までを期間とする第1次地球温暖化対策実行計画を策定しました。

この第二次地球温暖化対策実行計画は、前計画の成果を踏まえ、事業者としての県が自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減をさらに前進させるために策定するものです。

## 2 計画の性格

この計画は、地球温暖化を防止するため、県が行う事務・事業全般に関し、温室効果ガスの排出抑制のための措置について定めるもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地方公共団体が自ら排出する温室効果ガス排出抑制のための実行計画として位置付けます。

## 3 計画の期間

実行計画の計画期間は、平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5年間とします。

## 4 計画の対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき対象となる温室効果ガスは、次の6種類です。ただし、パーフルオロカーボン (PFC)と六ふっ化硫黄(SF6)は県の事務・事業に関して把握できないため、実行計画の対象としません。

温室効果ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の燃焼や電気の供給に伴い発生する。
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵、燃料の燃焼、廃棄物の埋め立てなどから発生する。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴い発生、工業プロセスや農業からも発生する。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用され、使用時や破損時に放出される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造時や電子部品などの不活性液体などに使用され、容器の破損時に放出される。
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	変電設備の電気絶縁ガスや半導体など製造用に使用され点検時や容器の破損時に放出される。

なお、本計画では温室効果ガス算出に当たり、平成18年4月1日施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条に規定する排出係数を用いています。

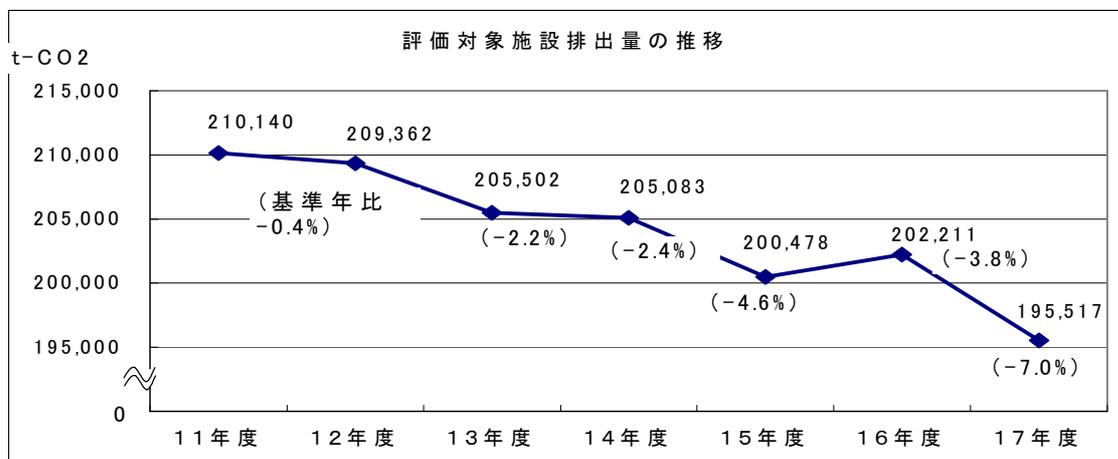
## 5 第1次実行計画の評価

### (1) 概況

第1次計画では、平成18年度における排出量を、基準年度に比べ6%削減することを目標としています。

ただし、平成11年度(1999年)の施設規模を対象として評価することとしていたため、計画期間中の施設の新設や廃止・統合に伴う排出量の増減は基準年度に遡って評価対象から除外しています。

その結果、評価対象施設における平成17年度の温室効果ガス排出量を、前計画の基準年度である平成11年度に比べ7.0%削減することができました。



※ 温室効果ガスに算入する項目、排出係数は、平成12年度時点のもので計算しています。

## (2) 機関別の推移

### ○ 本庁

本庁舎では、平成11年度からISO14001に基づき冷暖房時の室温管理の徹底などを実施してきました。また、計画期間中に全職員にパソコンが配備されるなど電気使用量の増加要因もありましたが、ほぼ横ばいとなりました。

### ○ 知事部局・病院局地域機関等

知事部局地域機関では、大規模施設が新設されましたが、E S C O改修の導入、照明、冷暖房の適正な管理といった省エネルギー活動の実践などにより、13%もの削減をすることができました。

(前計画の基準年である平成11年度には病院局が設置されていなかったため、病院局の病院は知事部局地域機関に含まれています。)

### ○ 企業局浄水場等

浄水場では、安定した水の供給や水質管理の向上などのために計画的な施設整備を続けています。期間中に水質管理センターや吉見浄水場などの新設施設がありましたが、評価対象から除かれているため、約14%と大幅な削減を実現しています。

### ○ 教育機関等

県立学校や図書館などの教育機関では、学校へのパソコンの配備、部活動や学校開放により休日、夜間の利用が増えていることなどから、6%余り増加しています。

### ○ 警察署等

警察署等については、は県民の安全・安心を確保するために警察業務が拡大しています。期間中に大宮東、浦和東の2署が新設され、警察官も増員されていることなどから25%増加しました。

機関別基準年度との比較(評価対象施設のみ、旧排出係数)

(単位:t)	平成11年度	平成17年度	増減割合
本庁	6,449	6,448	0.0%
知事部局・病院局 地域機関等	43,926	38,186	-13.1%
企業局浄水場等	107,623	92,744	-13.8%
教育機関等	38,090	40,572	6.5%
警察署	14,052	17,567	25.0%
合計	210,140	195,517	-7.0%

## (3) 今後の取組に向けての課題

前計画では、オフィス等でパソコンの普及が進むなどエネルギー使用量の増加要因がありましたが、冷暖房時の室温の緩和やこまめな消灯などのエコオフィス活動を実践することにより、温室効果ガスの削減をすることができました。

こうした日常的な省エネルギー活動は、これからも維持、向上を図っていく必要があります。

しかし、気候条件の変動、業務の円滑な遂行、来庁者・利用者等へのサービス向上、職員の健康管理などの観点から、小さな取組の積み重ねによる削減には限界があります。

したがって今後は、削減効果の高い対策を重点に取組を進めていく必要があります。

## 6 第2次実行計画の策定方針

### (1) 対象施設の拡大

本計画では、県の事務・事業に係る温室効果ガス全体について効果的な削減を図っていくこととします。

したがって、第1次計画期間に新設された施設を加えるほか、新たに県が事業者や公益法人、公社などに管理を委託（指定管理者による管理を含む。）をしている施設における事務・事業並びに道路照明及び信号機の電気使用量についても新たに対象に含めることとします。

ただし公社などに管理を委託している施設のうち下水道事業については、汚泥処理等に伴うメタン、一酸化二窒素の排出が大部分であり削減方策もきわめて特殊です。このため、下水道事業単独で温室効果ガス削減方策の検討を行い、削減のための計画を策定します。

〔対象機関・施設〕

第1次計画から継続：知事部局、企業局、病院局、議会事務局、各行政委員会事務局、教育委員会、警察本部 の本庁の課室、地域機関等

今計画から追加：管理委託施設（下水道を除く）、道路証明・信号機（推計値）

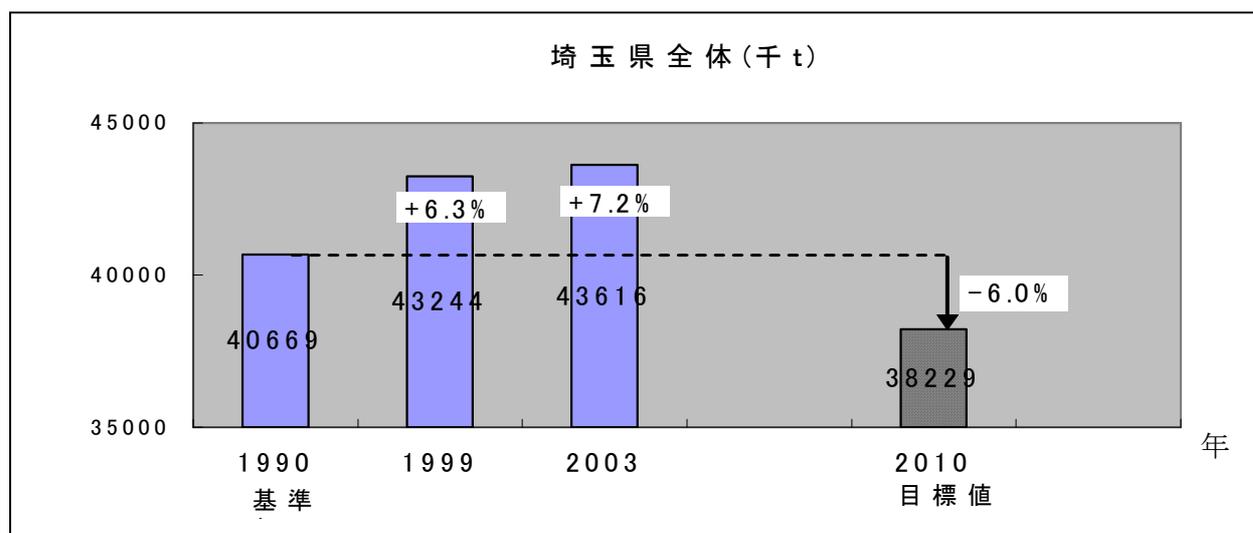
### (2) 「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」とリンクした基準年度の設定

京都議定書に基づき、わが国は2008（平成20）年から2012（平成24）年までの間に、温室効果ガス排出量を1990（平成2）年に比べ6%削減することを約束しています。

この目標を達成するため、あらゆる主体が削減に向けた取組を行わなければなりません。

このため本県でも、平成15年度に「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、行政、事業者、県民等がそれぞれの対策を位置づけています。これらの対策を実施することにより、2022（平成22）年度までに県内全体の排出量を、1990年に比べ6%削減することを目標としています。

埼玉県地球温暖化防止対策地域推進計画の目標



こうした国、県の動向に合わせ、本県でも自らの事務・事業に起因する温室効果ガスの排出を削減していくことが求められます。

そこで、この実行計画においても、京都議定書の基準年である1990年度を起点にして、削減を目指すこととします。

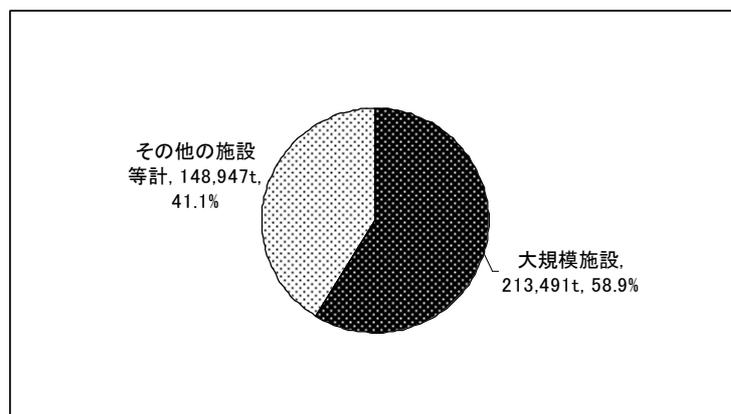
ただし本県では、第1次計画の基準年である1999（平成 11）年度以前の排出量を把握していないため、1999年の排出量を1990（平成2）年の排出量と見なして基準とします。

### (3) 削減対策の重点化

#### ・ 削減効果の高い施設での省エネ対策の推進

浄水場、病院、本庁舎など、温室効果ガスの排出量が1,000 tを超える施設は、26 施設あります（巻末参考）。これら大規模施設の排出量の合計は213,491 tに上り、全体の6割を占めています。

大規模施設では、使用量が多い分、省エネの大きな効果が期待できます。こうした排出量の多い施設における計画的な省エネ対策に重点的に取り組みます。



#### ・ 省エネ技術等の積極的導入

省エネルギー技術の進歩はめざましく、省エネや温室効果ガス削減性能の高い設備、機器に転換することで大きな効果を生み出すことができます。

施設や設備・機器を長く活用することは資源の有効利用の観点からは大切なことですが、適切な時期に更新していくことにより、トータルの経費や環境負荷を削減することができます。

そこで、省エネ、省コスト等の観点から改修、更新の必要性を正しく判断し、省エネルギー性能の高い設備、機器を積極的に導入していきます。

## 7 温室効果ガス排出の現状(二酸化炭素換算値)

新たに計画の対象に加えた施設等を含めた平成 17(2005)年度における本県の事務・事業の実施による温室効果ガスの総排出量は 362,438 トンです。

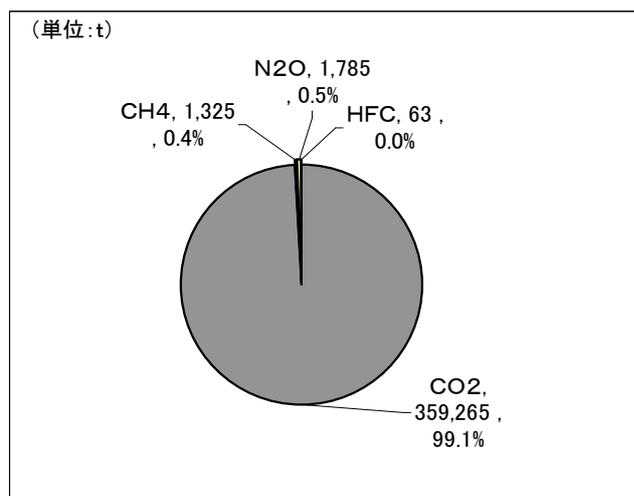
なお排出量の算定は、平成 18 年 4 月施行の地球温暖化対策推進法施行令に規定する排出係数等に基づいて行いました。

### (1) 温室効果ガス別排出量(平成17年度)

本県の温室効果ガスの排出量は、エネルギーの使用などによる二酸化炭素の排出量がほとんど(99.1%)を占めています。

温室効果ガス	排出量(t)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	359,265
メタン (CH <sub>4</sub> )	1,325
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	1,785
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	63
計	362,438

温室効果ガス別排出量



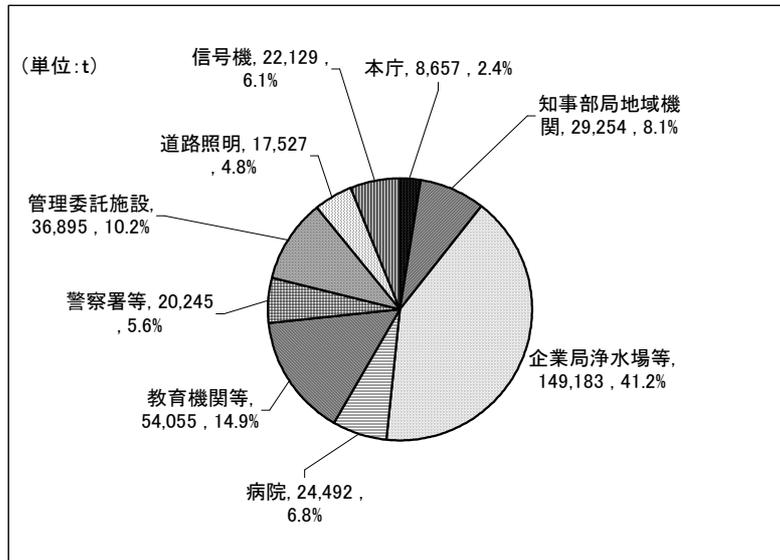
### (2) 機関等別排出量

企業局の浄水場等 (41.2%) の排出量が最も多く、その大部分が電気の使用によるものです。

高等学校、養護学校などの教育機関・教育局地域機関が約 15%、知事部局地域機関 8.4%、次いで病院が 6.8%となっています。新たに対象に含めた管理委託施設が約 10%、信号機、道路照明も合わせると 10%を超えています。

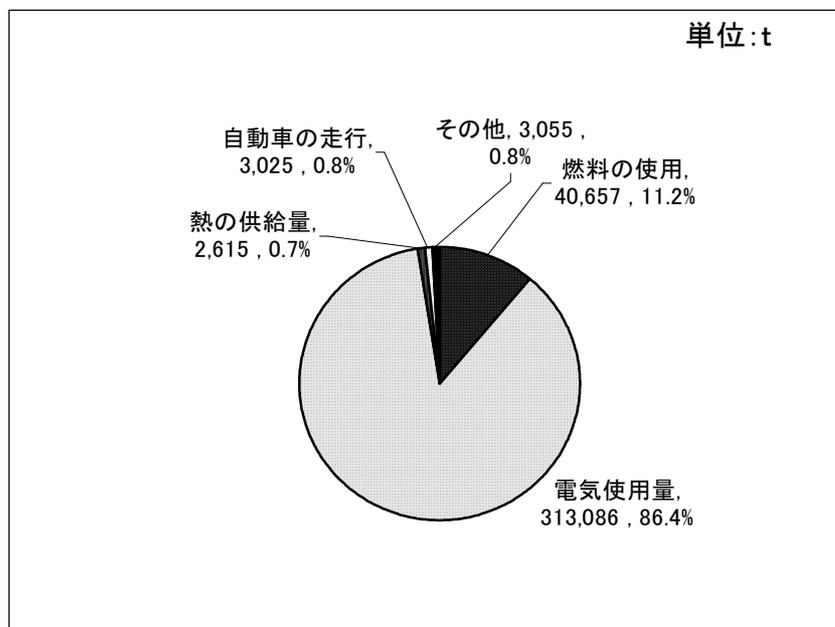
なお、道路照明及び信号機は、1 基当たりの電気容量に道路照明は 12 時間、信号機は 24 時間を掛け合わせて推計しました。

### 機関等別排出量



### (3) 原因別排出量

原因別では、電気の使用によるものが 86.4%、燃料の使用によるものが 11.2%と、ほとんどがエネルギーの使用に基づくものです。したがって、温室効果ガスの削減のためには、さらに効果的な省エネを行うことが必要になります。



## 8 温室効果ガスの排出削減目標

県が直接管理をしている機関については、平成 23 (2011) 年度における温室効果ガスの排出量を平成 2 (1990) 年度 (※) に比べて 6 % 削減を目指します。

このため、本計画期間中に約 11,400 トンの削減を図ります。

第 1 次計画との継続性を確保する観点から、この目標の対象施設は県が直接管理をしている機関とし、管理委託施設、道路照明・信号を含みません。

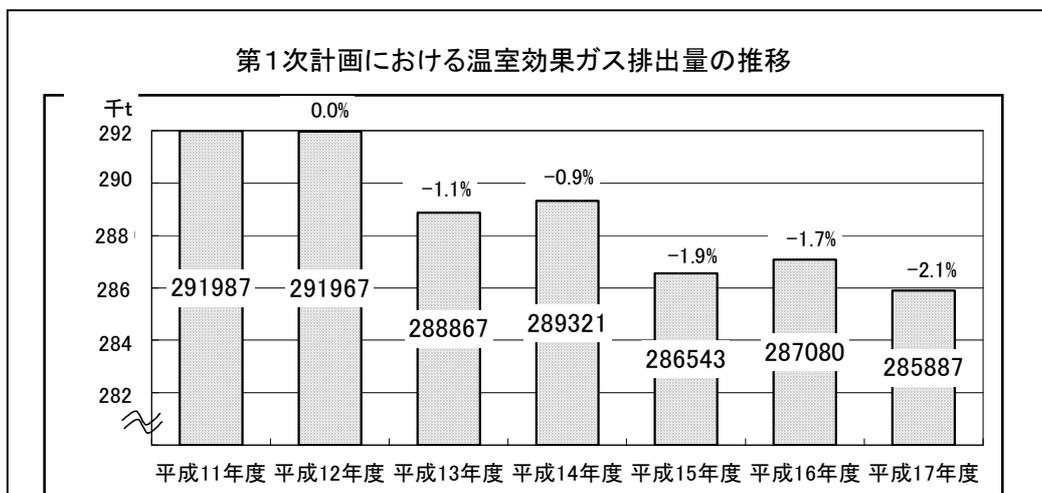
※ 平成11年度の数値を平成 2 年度の排出量と見なす。

### 【目標設定の考え方】

今回、第 2 次実行計画の策定に当たり、新たな排出係数を用いて期間中に新設された施設を含め改めて第 1 次計画期間中の排出量を算定し、その推移を把握しました。なお、対象は直営機関のみ (管理委託施設、道路照明、信号機を含まない。) です。

平成 17(2005)年度の全排出量は、基準年度に比べ-2.1%となっています。

計画期間中に、環境科学国際センター、産業技術総合センターなどの大規模施設が新設されたこと、平成 16 年に彩の国まごころ国体のための施設整備や業務量が拡大などにより削減が抑えられたものと考えられます。

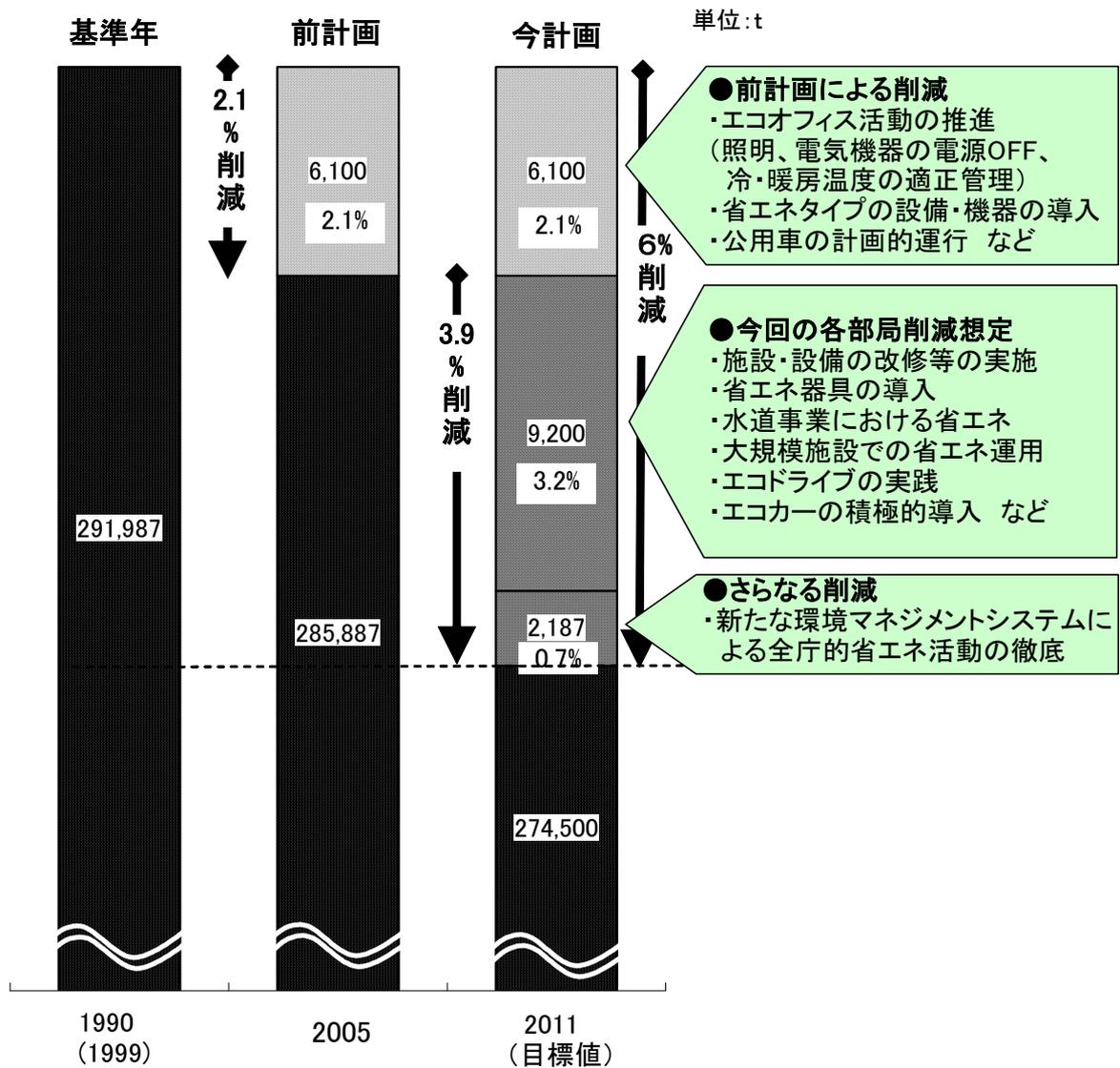


本県が基準年比-6%を達成するためには、第 1 次計画で既に達成した 2.1% に加え今後さらに 3.9% (約 11,400 t) の削減を図る必要があります。

本計画の策定に当たり削減可能な排出量を試算したところ、下図のとおり様々な取組を行うことにより 3.2% の削減が可能と想定されました。

本計画ではこれに加え、あらゆる削減方策を見出し、全庁的な環境マネジメントシステムに基づきさらにきめ細かな省エネ活動を推進することなどにより、さらに 0.7% の削減を目指します。

## 前計画の実績・今計画の目標と主な取組



## 9 重点取組

### (1) 施設・設備の改修等による省エネルギー

**削減量 約3,100トン**

県の施設において、省エネ、省コストのための施設改修や省エネ型設備の導入を進めることにより、エネルギー使用量の削減を図ります。

#### ○ 大規模施設等におけるESCO事業の導入

大規模施設におけるESCO事業によって、県の経費負担を抑えた省エネルギー改修を進めます。

ESCO事業は、事業者が省エネルギー診断、設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金調達などのサービスを一括して提供し、改修による光熱水費の削減分の一部を報酬として受け取るものです。県の財政負担を抑えるとともに、大きなエネルギー削減を実現することができます。

#### 本県のESCO事業の事例

本県では既に、総合リハビリテーションセンター、浦和地方庁舎でESCO事業を実施しました。

総合リハビリテーションセンターのESCO事業は、平成16年度からサービスが開始されています。高効率変圧器やガスコジェネレーションシステムなどの導入により、平成17年度は原油換算248<sup>キロワット</sup>の省エネ、二酸化炭素排出量約774トンを削減しました。

浦和地方庁舎は、平成17年度からサービスが開始され、年間に原油換算62<sup>キロワット</sup>の省エネ、二酸化炭素排出量約100トンの削減を実現しました。

現在は、病院局の小児医療センターにおいてESCO事業が導入され、平成19年4月からサービスが開始されることになっています。それによる二酸化炭素削減効果は、約1,460tと見込まれます。

今後は、県が指定管理者等に管理を委託している施設も含め、年間一次エネルギー消費量が1,000万メガジュール以上の施設を対象にESCO事業の導入を検討していきます。

具体的には平成20年度に、埼玉県県民活動総合センターにおける導入（サービス開始）を検討しています。

#### ○ 省エネ改修、省エネ設備・機器の導入

エコオフィス改修や省エネルギー性能の高い設備・機器を導入することによって、効率的な省エネルギーを進めます。

知事部局では、概ね2,000m<sup>2</sup>以下の中規模事業所で築20年以上の施設を対象に、老朽設備のエコオフィス改修を実施していきます。

また、彩の国ビジュアルプラザや大宮公園、産業文化センターなどの大規模施設や病院、学校等をはじめ、あらゆる施設においても冷暖房機器、照明設備などを積極的に省エネ型のものに替えていくことにより効果的な省エネルギーを図ります。

## 埼玉県県有資産活用マネジメント会議による検討

知事部局（総務部）では、平成18年に知事を本部長とする「埼玉県県有資産マネジメント会議を設置し、資産の有効活用や施設整備の効率化などを進めていくこととしています。

資産の生涯コストの観点から改修の必要性等を診断し、省エネ・省コストを全庁的に進めます。ESCO 事業や老朽施設のエコオフィス改修のほか、組織の統合により分室化し縮小した庁舎の空調を規模の小さなものに改修するなど、きめ細かな対応を全庁で展開していきます。

### ○ 庁舎などの建築に当たっての環境配慮

「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」に基づき、構想・計画、設計、施工、管理を行います。

「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」(12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針)では、建築物の構想・計画、設計、施工、管理の各段階において、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進に努めることとされています。

施設の新設、改修等に当たっては、この方針に基づき建物の断熱化・気密化、高効率機器の採用、太陽光・熱の積極的利用、その他の配慮を行います。

## (2) 水道事業におけるエネルギー削減

**削減量 約4,400トン**

県営水道事業においては、浄水場や送水施設で多くの電気を使用しています。企業局では、これらの施設において計画的な施設整備のなかで省エネ設備の導入を進め、効率的な運用管理を行うことによって、電気使用量の削減を進めます。

### ○ 送水ポンプ、取水ポンプ設備のインバータ化

送水ポンプ、取水ポンプを回転数制御方式とすることにより電気使用量の削減を進めます。

送水ポンプ、取水ポンプの運転制御方式を変更して効率的な運転を行います。

### ○ 省エネ型設備への更新

電気設備の更新時に、省エネ型機器を導入することにより、電気使用量の削減を進めます。

低損失変圧器等を導入します。

### ○ 効率的な水処理施設の運転

浄水場における効率的な運転により電気使用量の削減を進めます。

処理水量に見合った効率的な運転に努めます。

## 企業局水道事業における省エネルギーの取組

企業局では、「経営改革5か年計画」の一環として平成15年度に「省エネ推進計画」を作成し、積極的に省エネ対策を実施してきました。

平成17年度は、送水ポンプの回転数制御、送水管路の圧力調整などの対策を行ったことにより、平成13年度と比べ電力使用量を合計7,723千kWh節減しました。

これは、二酸化炭素に換算すると2,967tもの削減になります。

### (3) 公用車の使用における削減

**削減量 約800トン**

自動車の使用については、ガソリン、軽油の燃焼に伴い二酸化炭素が排出されるとともに、ガソリン車、ディーゼル車の走行に伴いメタン、一酸化二窒素が排出されます。

このため自動車の使用抑制と燃費の改善による排出削減を進めます。

なお、警察業務に携わる車両（パトカー、事故処理車など）については、県民の安全・安心の確保の観点から、使用の抑制や運行管理による削減が難しいため、自動車の使用に係る管理の対象から除外することとします。

#### ○ エコドライブの徹底

安全で低燃費な運転を徹底します。

エコドライブ（急発進、急加速をせず、安全で低燃費・低公害に配慮した運転）を実施することにより、配慮せずに運転した場合に比べ約 13.6%燃費を向上させることができるとされています。

職員を対象に研修を行うなどエコドライブについての理解を浸透させ、公用車の運転に当たっては、緊急を要する場合などを除きエコドライブを励行します。

#### ○ エコ・カーの積極的導入

「埼玉県エコ・カー導入指針」に基づき低公害、低燃費車の導入を進めます。

公用車の新規購入、更新に当たっては、積極的に低公害車、低燃費車を導入します。平成 23 年度当初までに公用車に占めるエコ・カーの割合を 50%に高めます（平成 18 年度当初 33.9%）。

#### 天然ガス自動車の率先導入

県（環境部）では、温室効果ガスや大気汚染物質の排出が少なく、石油代替燃料車である天然ガス自動車の導入を進めています。

天然ガス自動車は、ガソリン自動車に比べ価格が高くなりがちのため、入札制度の中ではどうしても導入が進みません。

このため、ガソリン自動車と天然ガス自動車との差額を特別に予算措置することにより、普及を図るものです。

平成 18 年度は、23 台の天然ガス自動車が導入されました。

#### ○ 効率的な運行管理

自動車の整備、点検をこまめに行います。また、できるだけ自動車を使用しないよう努めます。

タイヤ空気圧を適正に保ち、 unnecessary 荷物は積まないようにします。

移動に当たっては、業務に支障のない限りできるだけ公共交通機関や自転車を利用します。使用頻度の低い公用車などは、業務上の必要に応じてできるだけ廃止します。

カーエアコンをこまめに調節し、適度な温度に設定します。

## 10 庁舎等におけるエネルギー削減取組の継続

**削減量 約3,100トン**

引き続き施設・設備の効率的な利用やオフィスにおける省エネルギーに努めます。

県が率先して省エネ、省資源に取り組むことは、県民の皆様や事業者に地球温暖化への関心を高めていただくきっかけともなります。したがって、全職員、利用者が協力して省エネルギー行動を実践するとともに、その取組を広く全庁に普及させます。

### ○ 冷暖房の適切な運用

来庁者や職員の健康管理、業務効率等を配慮した上で、冷房時、暖房時の室温を緩和します。

自然光や外気を取り入れることにより、冷暖房の運転を適正に管理します。

事務室の室温の設定は、冷房時 28℃、暖房時 20℃以下 17℃以上を目安とし、温度計で室温をこまめに確認して適切な調節を行います。会議室などのエアコンは、使用時のみ稼働させるよう管理を徹底します。

空調機のフィルターの定期的に清掃します。パッケージ空調機については、室外機の周辺を整備し、通風や夏季は日除けの設置をして効率よい運転を確保します。

来庁者の多い施設、集客施設等では、施設の特性を考慮して利用者理解を得ながら高すぎず適温に設定します。

夏季は軽装による執務を励行し、日光の遮へい、室温の保持のためにブラインドやカーテンを活用するなど、日常的な省エネ活動を実践します。

### ○ 照明の適正な使用

不要な照明をこまめに消灯するなど、照明の適正な使用を進めます。

使用していない箇所、自然光により採光可能な箇所の照明はこまめに消し、昼休みは業務に必要な範囲を除いて消灯します。

廊下、玄関などの照明は、来庁者や職員の安全・安心や業務に支障のない範囲で消灯します。

照明器具を定期的に清掃し、照度の向上を図ります。

夜間（残業時）は必要最小の範囲のみ点灯し、できるだけ早く退庁するようにします。

「埼玉県グリーン調達推進方針」に基づき、省電力タイプの照明器具等を購入します。

特に、これまで排出量が増加傾向にある教育機関や警察署においては、生徒や来庁者の理解と協力のもと、教室や廊下、トイレ、給湯室などの不要な照明の消灯を進めます。

### ○ 電気製品の使用

待機電力の削減のため、電源OFF等を徹底します。

パソコンは、昼休みや長時間使用しないときの省電力設定や電源OFFを徹底します。

電気製品、自動販売機は、省エネ型のものを必要最低限の台数のみ設置します。

退庁時には電気製品の主電源を切り、休庁時にはプラグを抜きます。

### ○ エレベーターの運行・使用

使用状況に合わせ稼働台数を調節します。できるだけ階段での移動を心がけます。

### ○ 取組事例等の共有化

各所属の先進的な取組や成功事例等を全庁に周知し、効果の普及・拡大を図ります。

全庁的な環境マネジメントシステムを運用し、各所属の独自の取組を奨励します。さらに、それらの取組事例を各所属に紹介することにより、効果を全庁的に普及させます。

## 11 新たに対象に加えた施設等

### (1) 管理委託施設

県が管理を委託している施設については、平成23年度における温室効果ガスの排出量を平成17年度に比べて2%削減します。

県が指定管理者などに管理を委託している施設には、大規模集客施設や公園など広く県民に利用される施設が多く含まれています。

これらの施設では利用者の増加や事業の拡大などによるエネルギー使用量の拡大が見込まれる施設もあります。

このため、これら管理委託施設については、直営施設の約半分の2%を目標とします。

県は、省エネルギーを実践するよう受託者等の理解と協力を求め、利用者等へのサービスや業務に支障のない範囲で、連携して省エネルギーに努めます。

### (2) 道路照明、信号機

県管理道路に設置された照明及び県内の信号機については、平成23年度における1基当たりの電気使用量を平成17年度に比べて削減します。

道路照明、信号機とも、県民の安全・安心、円滑な移動、快適な環境の確保のために必要不可欠な基盤設備であり、年々着実に設置数を増やしています。

一方、老朽化した設備の更新も進めており、その際省エネタイプの機器を積極的に導入することにより、電気使用量の削減を図ります。

道路照明は、従来の水銀灯をナトリウム灯に替えることにより、約45%の省エネになります。

信号機は、LED型のものに転換することにより、約75%の節電が可能となり、視認性も高まります。

## 12 温室効果ガスの排出抑制に資する取組

県自体の事務・事業に係る温室効果ガスの排出には算入されませんが、排出削減に寄与する項目についても積極的に取り組みます。

### ○ 用紙類の使用量の削減

コピー用紙等用紙類の使用量の削減に努めます。

紙の使用、バージンパルプの使用量を減らすことは、広くは木材の使用を減らすことにつながり、木材が固定するCO<sub>2</sub>を温存することになります。

このため、用紙の使用をできるだけ削減するよう努め、再生紙の使用を推進します。

○ **水の使用量の削減**  
浄水過程で使用されるエネルギーの削減に資するため、水の使用量の節減に努めます。

○ **廃棄物の削減、リサイクルの推進**  
廃棄物の減量化、リサイクルの推進に努めます。

廃棄物の排出量を減らし、リサイクルを進めることは、廃棄物処理や製品の生産によって排出される温室効果ガスの削減につながります。このため、ゴミをできるだけ減らし、リサイクル可能なものはリサイクルするよう努めます。

○ **グリーン調達**の推進  
埼玉県グリーン調達推進方針に基づく物品調達等を進めます。

温室効果ガスの削減ばかりでなく、様々な環境への配慮の観点から「埼玉県グリーン調達推進方針」に則った物品の調達、役務の契約等を行います。

## 13 計画の推進体制

### (1) 環境に良いこと推進員、環境に良いこと統括推進員

本計画の推進を図るため、各所属に「環境に良いこと推進員」を置き所属における取組の推進、実施状況の把握、点検、評価を行います。また、各部局における実施状況の把握、点検、評価を行うため、各部局に「環境に良いこと統括推進員」を置きます。

### (2) 地球温暖化対策実行計画推進委員会

本計画の推進を図るため、庁内に「地球温暖化対策実行計画推進委員会」を置き、実施状況の把握、評価及び計画の見直しについて検討します。

### (3) 全庁的な環境マネジメントシステムの運用

本庁、地域機関を含む全庁的な環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮した行政運営を進めていきます。温室効果ガスの削減に関わる省エネルギーなどの取組についても、各所属の創意工夫を取り入れながら進め、取組事例を全庁的に普及させていきます。

## 14 職員の研修、情報提供・情報発信

### (1) 職員の研修

実行計画の推進に関して各職員の意識向上を図るため、職員研修を計画的に行います。

### (2) 情報提供

各所属における取組の推進のため、温室効果ガス削減状況や取組状況、省エネルギーのための具体的方策などについて、全庁的な情報の共有に努めます。

### (3) 県民、企業等への情報発信

県が率先して実行している、省エネ・省資源、公共交通機関の利用、その他の環境に配慮した取組について、県民や企業に積極的に情報発信していきます。

全庁的にこうした働きかけを行うことにより、県全体への環境に配慮したライフスタイルや企業活動の浸透を図ります。

## 15 計画の推進状況の把握・公表

### (1) 推進状況の評価

本計画の推進状況を毎年度把握、評価し、継続的に内容の向上に努めるものとします。

評価に当たっては、年度ごとの総排出量に加え複数年の平均値や単位当たりの排出量など、気候変動の影響や施設の特性を踏まえた方法を組み合わせて行います。

### (2) 推進状況の公表

本計画の推進状況を、環境白書や県ホームページなどにより公表します。

#### 参考1 単位当たり排出量の事例

#### ● 延べ床面積当たり排出量(平成17年度)

知事部局・本庁	70.7 kg
教育局教育機関等	19.9 kg
警察署等	128.0 kg

#### ● 浄水場における給水量当たりの電気使用量(平成17年度)

0.372 kWh/m<sup>3</sup>

#### ● 病院における患者一人当たり排出量(平成17年度)

29.8 kg/人

#### ● 公用車の走行距離当たり排出量(平成17年度)

289 kg/千km

#### ● 道路照明1基当たり電気使用量(平成17年度推計)

1,067 kWh/基

#### ● 信号機1基当たり電気使用量(平成17年度推計)

486 kWh/基

参考2 大規模施設と単位当たり指標

大規模施設(温室効果ガス排出量が1,000t以上の施設)とその指標

		H17温室効果ガス排出量	単位指標	平成17年度数値
浄水場	大久保浄水場	84,307	給水量当たり電気使用量	0.372 kWh/m <sup>3</sup>
	行田浄水場	22,845		
	新三郷浄水場	14,574		
	庄和浄水場	13,608		
	吉見浄水場	9,596		
	柿木浄水場	3,736		
病院	がんセンター	10,340	患者一人当たり排出量	30 kg-CO <sub>2</sub> /人
	小児医療センター	6,733		
	循環器呼吸器病センター	6,193		
	精神医療センター(精神保健福祉センター)※	1,531		
その他直営施設	総合リハビリテーションセンター	3,475	患者一人当たり排出量	46kg-CO <sub>2</sub> /人
	大宮公園	2,640	総排出量	—
	産業技術総合センター	2,523	施設利用人数当たり排出量	7.2kg-CO <sub>2</sub> /人
			依頼試験件数当たり排出量	150kg-CO <sub>2</sub> /件
	県立大学	2,035	学生数当たり排出量	1,628kg-CO <sub>2</sub> /人
	彩の国ビジュアルプラザ	1,805	施設利用人数当たり排出量	25.1kg-CO <sub>2</sub> /人
	衛生研究所	1,681	検査件数当たり排出量	100.6kg-CO <sub>2</sub> /件
	環境科学国際センター	1,452	施設利用人数当たり排出量	31.6kg-CO <sub>2</sub> /人
伊奈学園総合高校	1,013	生徒数当たり	390kg-CO <sub>2</sub> /人	
管理委託施設	さいたまスーパーアリーナ	8,084	施設利用人数当たり排出量	3.6kg-CO <sub>2</sub> /人
	嵐山郷	3,811	施設利用人数当たり排出量	3,176kg-CO <sub>2</sub> /人
	彩の国さいたま芸術劇場	2,608	来場者数当たり排出量	7.9kg-CO <sub>2</sub> /人
	埼玉スタジアム2002	2,450	施設利用人数当たり排出量	1.9kg-CO <sub>2</sub> /人
	県民活動総合センター	1,865	施設利用人数当たり排出量	3.2kg-CO <sub>2</sub> /人
	産業文化センター	1,748	施設利用人数当たり排出量	2.5kg-CO <sub>2</sub> /人
	あじさい館	1,645	宿泊者数当たり排出量	59.1kg-CO <sub>2</sub> /人
	障害者交流センター	1,193	施設利用人数当たり排出量	5.9kg-CO <sub>2</sub> /人

※精神保健福祉センター・精神医療センターは、患者当たり人数算出の際には、面積按分して病院局と福祉部に振り分けています。